

マイナンバーカードをスマートフォンに入れられます

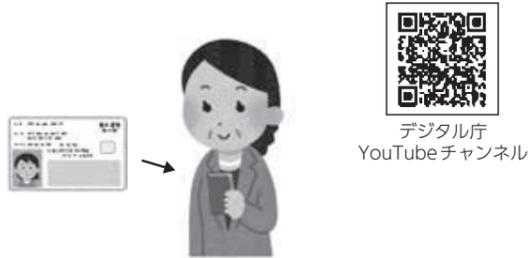
「スマートフォンのマイナンバーカード」は、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに追加して利用できるサービスです。

暗証番号を入力する代わりに、顔や指紋などの生体認証を使って、簡単かつ安全に本人確認ができます。マイナンバーカードをお持ちで対応可能なスマートフォン端末をご利用の方は、どなたでも無料で利用することができます。

▶使える場所やサービス

- コンビニエンスストアでの証明書の取得
- マイナポータルでの薬や医療費の情報確認
- e-Taxでの確定申告

▶問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178



条例の公布や告示などのお知らせの方法が変わります

市役所庁舎前の掲示場および南河原支所前の掲示場に掲示している条例の公布文や各種告示などの掲示物について、4月1日(火)から市ホームページ内の「電子掲示場」で掲示、公開します。

▶問い合わせ 総務課総務法規担当(内線216・217)

納期のお知らせ(3月分)

納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)

国民健康保険税・・・・・・・・・・9期
介護保険料・・・・・・・・・・9期
後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・9期

納期限 3月31日(火)

- 市税などの納付には、「安心！ 確実！ 便利！」な口座振替をご利用ください。
- 納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 収納課(内線236・237)

国民健康保険の届け出はお早めに

就職などにより職場の健康保険に加入した方、または退職などにより脱退した方は、14日以内に届け出てください。行田市の国民健康保険と職場の健康保険は自動的に切り替わりませんので、必ず届け出をお願いします。届け出は、本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

なお、国民健康保険への加入は届け出をした日ではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となり、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、職場の健康保険に加入した日以降に、行田市国民健康保険を使って医療機関を受診すると、行田市国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

▶届け出に必要なもの

【国民健康保険に加入する場合】

- 社会保険資格喪失証明書または被扶養者資格喪失証明書のいずれか1つ
- 年金手帳または基礎年金番号通知書(20歳～59歳の方)
- 顔写真付き本人確認書類
※顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、年金手帳または基礎年金番号通知書、通帳などの書類2つ以上
- 個人番号が分かるもの(世帯主と加入する方全員分)

【国民健康保険から脱退する場合】

- 新しく加入した社会保険の資格確認書または資格情報のお知らせ(脱退する方全員分)
- 行田市国民健康保険の資格確認書(お持ちの方)
- 顔写真付き本人確認書類
- 個人番号が分かるもの(世帯主と脱退する方全員分)

▶問い合わせ 健康課保険年金担当(内線271～273・291)

県指定史跡真名板高山古墳の樹木を一部伐採します

県指定史跡真名板高山古墳の墳丘部分の樹木について、倒木や落木により周囲の家屋に危険が及ぶ可能性があることから、管理団体が一部の樹木を伐採します。

作業期間中、近隣の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶場所 真名板高山古墳(真名板1532)

▶伐採時期 3月初旬～中旬

▶問い合わせ 文化財保護課 ☎ 553-3581



福祉避難所の開設・運営訓練を実施しました

1月29日、社会福祉法人聖徳会見沼園で福祉避難所の開設・運営訓練を実施しました。

福祉避難所は一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のために、特別な配慮がなされた避難所のことです。

市では高齢者施設や障がい者施設など11施設と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。

当日は施設職員、福祉避難所関係者が参加し、災害発生時における福祉避難所の開設に至るまでの流れや避難者の受け入れ態勢などについて確認しました。



▶問い合わせ 地域共生社会推進課地域福祉担当(内線285)

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶変更期間 3月23日(月)～4月22日(水)

▶変更期間中に実施するつどいの広場

名称	所在地	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月・火、木～土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
みなみかわら	老人福祉センター南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園(埼玉4595-1)	火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559-2433 (変更期間中のみ)

※変更期間中は、つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶その他 つどいの広場「さきたま」は午前9時～正午は保育室・園庭開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)を行います。※面接は要予約

▶問い合わせ 子ども未来課子ども・子育て担当(内線297)



市ホームページ